



大田区

外郭団体改革プラン

平成 23 年 6 月

目 次

1	策定の背景と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	（1）社会的背景	
	（2）本プランの位置づけ	
2	大田区における外郭団体の定義・・・・・・・・	5
3	外郭団体を取り巻く社会状況・・・・・・・・	6
	（1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律	
	（2）指定管理者制度の導入	
	（3）公益法人制度改革	
4	外郭団体の財政等の現状分析・・・・・・・・	10
	（1）区の出資状況	
	（2）区からの補助金、委託料の支出状況	
	（3）収入と支出の状況	
	（4）職員数と区からの職員派遣状況	
5	大田区における外郭団体改革の取組み・・・・・・・・	13
	（1）これまでの取組みの流れ	
	（2）取組みの方向性と視点	
6	外郭団体別改革の方向性・・・・・・・・	16
7	本プランの着実な推進に向けた方策・・・・・・・・	24
	（1）実施計画の策定	
	（2）取組状況の公表	

1 策定の背景と位置づけ

(1) 社会的背景

大田区の外郭団体は、区民ニーズが多様化する中で、行政の役割を補完し、文化、産業、福祉、スポーツ活動、まちづくりなど、区民生活に密着した様々な分野できめ細かな公的サービスを提供してきました。また、行政の直接対応が困難な課題や先駆的な分野を担い、行政サービスの拡充や高度化を受け止める役割も担ってきました。

しかし近年、急速に進行した少子高齢化や社会経済のグローバル化が進むなか、外郭団体の運営にあたっては、次に掲げる社会的背景を十分に踏まえていく必要性が生じています。

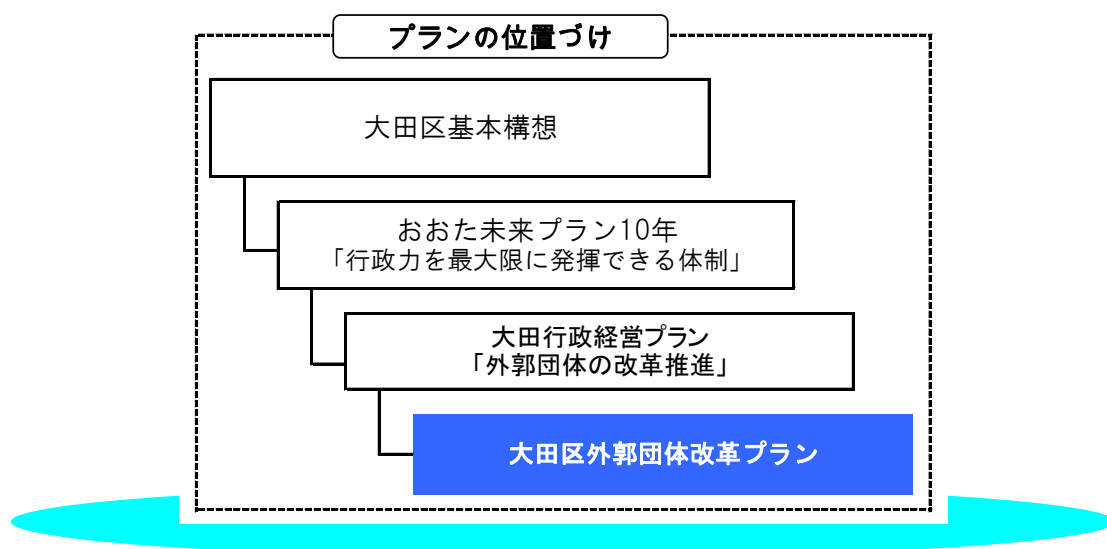
- 平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布される等、地方公共団体の財政健全化に対する取組みの強化
- 平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により導入された指定管理者制度による公の施設の管理に係る民間事業者等との競争性の激化
- 平成 20 年 12 月の公益法人制度改革関連 3 法の施行による公益財団法人への移行と、認定基準を遵守した適切な組織運営

このような背景の中で、外郭団体がこれまで提供してきた行政補完型サービスそのものの必要性や実施してきた公的サービスのあり方が問われる時代になっています。本プランは、こうした社会状況を十分に踏まえた上で、これまでの外郭団体の役割の検証や今後の方向性のほか、自立的な経営に向けた改革手法のあり方等を概括的にまとめ、わかりやすく提示することを目的に策定しています。

(2) 本プランの位置づけ

本プランは、「おおた未来プラン10年」（以下「未来プラン」という。）に掲げる主な事業に位置づけられた「大田行政経営プラン」（以下「経営プラン」という。）を直接の根拠とする計画です。

経営プランには、健全財政を維持しながら、未来プランを着実に実現するために必要な施策を体系的にまとめたものであり、その中で具体的施策として「外郭団体の改革」が掲げられています。



特定法人の経営状況の議会報告

普通地方公共団体の長は、地方自治法第243条の3第2項により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定める経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないことと規定されています。

また、地方自治法第221条第3項では、普通地方公共団体の長は、同法施行令第152条で定める普通地方公共団体が出資している法人（地方公社および資本金等の2分の1以上を出資している民法法人及び株式会社等）について、予算の執行状況を調査し、報告を求めることができるとされており、大田区では、該当する法人が報告を行っております。（次項「大田区における外郭団体の定義」において、※で表記する団体）

2 大田区における外郭団体の定義

一般的には「外郭団体」を定義する法律上の規定はなく、自治体によりその定義は異なります。

大田区は、区の出資割合が50%以上の団体及び継続的に財政援助を行っている下記の団体を「外郭団体」と定義しています。具体的には、次の団体をいいます。

No.	団体名称	設立年月	沿革等
1	社会福祉法人 池上長寿園	昭和37年 10月	区内の婦人団体を中心となった大田区老人ホーム建設協力委員会（昭和35年8月結成）が前身。 委員会の解散と同時に社会福祉法人として発足。
2	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	昭和58年 6月	昭和27年11月に大田社協連合会として設立。昭和58年6月、東西にあった社会福祉協議会が合併。平成16年には、財団法人大田区福祉公社の解散に伴い、同公社事業を継承。
3	財団法人 大田区体育協会 ※	昭和59年 1月	昭和23年3月に、大田区体育会として加盟7団体で発足。現在の加盟団体は48団体。公益財団法人の認定に向けて準備中。
4	蒲田開発事業株式会社 ※	昭和61年 12月	蒲田のまちづくり推進を目的に、区と地元商店街、企業等の出資により設立。
5	公益財団法人 大田区文化振興協会 ※	昭和62年 3月	区民の芸術文化の振興を目的に設立。平成22年4月、公益財団法人に認定。
6	大田区土地開発公社 ※	昭和63年 10月	公共用地の早期先行取得のため、「公有地の拡大に関する法律」に基づき設立。
7	社会福祉法人 大田幸陽会	平成5年 3月	前身の大田区知的障害者育成会が昭和61年4月にまごめ第2作業所を開所。法人設立準備委員会を経て、平成5年に法人化。

8	公益財団法人 大田区産業振興協会 ※	平成7年 10月	区内産業の振興を目的に設立。大田区産業プラザ（平成8年2月開設）を中心に事業展開。 平成23年4月、公益財団法人に認定。
---	-----------------------	-------------	---

※地方自治法第243条の3第2項により経営状況を議会に提出している団体（前項参照）

3 外郭団体を取り巻く社会状況

（1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）では、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわす指標である『健全化判断比率』の算定・公表が定められています。この指標は、財政の健全性、透明性を確保することを目的とし、これらの比率が「早期健全化基準」や「財政再生基準」の値を超えた場合は、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」を策定する義務が生じます。

大田区の平成21年度決算による4指標の値は、以下のとおりいずれも健全な状況にあることを示しています。

区の健全な財政状況を維持していくためにも、外郭団体の抜本的な経営改革に取り組むとともに、区からの財政援助の必要性や妥当性について検証を進める必要があります。

（単位：％）

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度決算		—※	—※	2.0	—※
国の基準	早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※大田区の実質赤字比率は-8.45%、連結実質赤字比率は-10.63%、将来負担比率は-99.5%と負の値となるため、総務省の記入要領により「—」で表示

会計区分と財政健全化比率の対象範囲				
一般会計等	一般会計 (その他事業) 該当なし (19年度までは職員厚生資金あり)	赤実 赤字 比率		
公営事業会計	国民健康保険		連結 実質 赤字 比率	実質 公債 費 比率
	介護保険			
	後期高齢者医療			
	老人保健医療			
公営企業会計	該当なし			将来 負担 比率
臨海部広域斎場組合、特別区競馬組合、特別区人事・厚生事務組合、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合				
土地開発公社				

出典：「OTA シティ・マネジメントレポート」(平成 22 年 12 月)

(2) 指定管理者制度の導入

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され、これまで公共的団体や自治体の出資法人に限定されていた公の施設の管理は、民間事業者等も管理者として参加できるようになりました。このため、これまで施設の運営を担ってきた外郭団体は、公募に適さないと認められる一部の施設を除き、提供するサービスの内容や価格の面において民間事業者等と競い合うこととなります。

区では、平成 22 年 4 月現在、102 施設において指定管理者制度を導入しており、そのうち 36 の施設（全指定管理施設の 35.3%）において外郭団体が指定管理者となっています。

区は、平成 21 年度に「指定管理者公募・選定ガイドライン」を策定し、指定管理者の選定にあたっては公募を原則としています。現在、指定管理者となっている外郭団体は、次回の指定に向けて民間事業者等との競争を想定した一層のサービス向上と効率的・効果的な経営への取組みが喫緊の課題となっています。

【外郭団体が指定管理者となっている施設（平成 23 年 4 月 1 日現在）】

外郭団体名	施設名	指定期間
(社福) 池上長寿園	特別養護老人ホーム羽田	H23.4.1～H28.3.31
	特別養護老人ホーム池上	H23.4.1～H28.3.31
	特別養護老人ホーム大森	H23.4.1～H28.3.31
	特別養護老人ホーム蒲田	H23.4.1～H28.3.31
	特別養護老人ホーム糀谷	H23.4.1～H28.3.31
	特別養護老人ホームたまがわ	H23.4.1～H28.3.31
	羽田高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	池上高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	大森高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	南馬込高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	蒲田高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	田園調布高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	徳持高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	糀谷高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	下丸子高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
	矢口高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31
たまがわ高齢者在宅サービスセンター	H23.4.1～H28.3.31	
おおもり園	H23.4.1～H28.3.31	
(財) 大田区体育協会	大田スタジアム	H21.4.1～H26.3.31
	大森スポーツセンター	H21.4.1～H26.3.31
(公財) 大田区文化振興協会	大田区民ホール・アプリコ	H21.4.1～H24.3.31
	大田区民プラザ	H21.4.1～H24.3.31
	大田文化の森	H21.4.1～H24.3.31
	熊谷恒子記念館	H21.4.1～H24.3.31
	龍子記念館	H21.4.1～H24.3.31

(社福) 大田幸陽会	新井宿福祉園	H23.4.1~H28.3.31
	池上福祉園	H23.4.1~H28.3.31
	しいのき園	H23.4.1~H28.3.31
	大森東福祉園	H20.4.1~H25.3.31
	つばさホーム前の浦	H23.4.1~H28.3.31
	前の浦集会室	H23.4.1~H28.3.31
(公財) 大田区産業振興協会	産業プラザPiO	H21.4.1~H24.3.31
	創業支援施設	H21.4.1~H26.3.31
	新産業創造支援施設	H21.4.1~H26.3.31
	産学連携施設	H21.4.1~H26.3.31

(3) 公益法人制度改革

平成 20 年 12 月 1 日付けで公益法人制度改革関連 3 法が施行され、現在の財団（社団）法人は、平成 25 年 11 月 30 日までに公益財団法人か、一般財団法人に移行申請することが義務付けられました。

公益財団法人への移行にあたっては、当該財団法人の総事業費における公益事業比率が 50%以上であること等、公益認定基準を満たすことが必要となります。公益財団法人となることで税制面での優遇措置が受けられますが、法人内部の統治強化や、財政の健全性等、運営面での透明性を強く求められることとなります。

大田区においては、大田区文化振興協会が平成 22 年 4 月から、大田区産業振興協会が平成 23 年 4 月から公益財団法人に移行し事業を実施しています。大田区体育協会についても、平成 25 年 4 月の認定に向け準備を進めています。

4 外郭団体の財政等の現状分析

(1) 区の出資状況

外郭団体への区の出資状況は次のとおりです。

平成21年度末時点の基本財産、資本金の合計は1,625,858,807円、そのうち、868,500,000円が区の出資となっています。

(単位：円)

No.	団体名称	基本財産等	出資額	出資割合
1	(社福)池上長寿園	514,858,807	—	—
2	(社福)大田区社会福祉協議会	3,000,000	—	—
3	(財)大田区体育協会	200,000,000	100,000,000	50%
4	蒲田開発事業(株)	15,000,000	8,500,000	56.7%
5	(公財)大田区文化振興協会	350,000,000	220,000,000	62.9%
6	大田区土地開発公社	10,000,000	10,000,000	100%
7	(社福)大田幸陽会	3,000,000	—	—
8	(公財)大田区産業振興協会	530,000,000	530,000,000	100%
合計		1,625,858,807	868,500,000	

(2) 区からの補助金、委託料の支出状況

外郭団体に対する区の補助金、委託料の支出状況は次のとおりです。

区は、外郭団体を実施する公益的な事業を推進・支援するため、外郭団体が支出する運営費や事業費の一部に対し補助金を交付しています。また、区が直接実施するよりも外郭団体を実施するほうが効率的・効果的な事業について、区は外郭団体に事業委託をしています。

外郭団体によって、事業の対象や規模等が大きく異なるため、数値の単純比較はできませんが、区は外郭団体を実施している事業内容や金額等を分析・精査し、補助金や委託料の適正な支出に努めています。

(単位：円)

No.	団体名称	補助金 (内容)	金額	委託料 (内容)	金額
1	(社福) 池上長寿園	人件費・管理運営費補助	21,717,000	施設管理代行 業務委託	302,609,341 208,563,396
2	(社福) 大田区社会福祉協議会	人件費補助・事業費補助	206,621,244	施設管理代行 業務委託	17,289,060 40,880,730
3	(財) 大田区体育協会	人件費補助 運営費補助	41,401,193 2,628,573	施設管理代行 業務委託	187,220,942 33,667,817
4	蒲田開発事業(株)	—	—	業務委託	167,588,678
5	(公財) 大田区文化振興協会	運営費補助 事業費補助	90,904,785 64,326,058	施設管理代行 業務委託	799,469,689 18,130,305
6	大田区土地開発公社	運営費補助	22,815,380	—	—
7	(社福) 大田幸陽会	人件費等補助	73,815,525	施設管理代行	808,806,716
8	(公財) 大田区産業振興協会	運営費補助 事業費補助	236,378,981 179,572,133	施設管理代行 施設管理委託 業務委託	25,593,105 225,281,517 5,924,015
合 計			940,180,872		2,841,025,311

※平成 21 年度決算額

(3) 収入と支出の状況

平成 21 年度決算における外郭団体の収入と支出の状況は次のとおりです。
 本表は、当期収入に対する当期支出の割合を示したものです。財団法人等は非営利の法人であり、収支において大きな利益を生じるものではありませんが、平成 21 年度決算においては、6 団体が 100%未満の収支比率となっています。今後も資金収支の推移に留意する必要があります。

(単位：円)

No.	団体名称	当期収入 (A)	当期支出 (B)	比率 (B/A)
1	(社福) 池上長寿園	5,532,916,219	5,195,104,303	93.89%
2	(社福) 大田区社会福祉協議会	540,573,870	536,272,341	99.20%
3	(財) 大田区体育協会	292,043,408	292,985,541	100.32%
4	蒲田開発事業 (株)	184,042,051	176,126,548	95.70%
5	(公財) 大田区文化振興協会	1,171,375,844	1,169,706,272	99.86%
6	大田区土地開発公社	2,075,025,214	2,074,802,582	99.99%
7	(社福) 大田幸陽会	1,309,904,290	1,263,531,492	96.46%
8	(公財) 大田区産業振興協会	1,060,519,822	1,065,833,147	100.50%
合 計		12,166,400,718	11,774,362,226	96.78%

(4) 職員数と区からの職員派遣状況

外郭団体は、区とは独立した機関として自主的に運営を行っていますが、一部の団体においては、区が実施する事業との効果的な連携や、より円滑な事業運営を実現するために区の職員を外郭団体に派遣し人的な支援を行っています。区職員派遣については、外郭団体の改革を進めながら今後は廃止を含めた見直しを行います。

(平成 22 年 11 月 1 日現在 単位：人)

No.	団体名称	役員	固有職員	区派遣	その他
1	(社福) 池上長寿園	11	415	2	336
2	(社福) 大田区社会福祉協議会	28	24	2	164
3	(財) 大田区体育協会	28	16	0	4
4	蒲田開発事業 (株)	8	9	0	1
5	(公財) 大田区文化振興協会	17	15	8	15
6	大田区土地開発公社	15	3	2	0
7	(社福) 大田幸陽会	23	116	3	63
8	(公財) 大田区産業振興協会	12	23	10	14
合 計		142	621	27	597

※その他：契約、非常勤職員等

5 大田区における外郭団体改革の取組み

(1) これまでの取組みの流れ

これまで大田区においては、社会経済状況の変化を踏まえつつ、経営的視点に立った区政運営に関する計画を順次策定・継承し、外郭団体改革についても、その都度、方向性を提示しながら不断に改革を推進してきた経緯があります。

平成 11～12 年度	事務事業等適正化計画（第2次） ⇒ 区出資団体等の経営改善のための方策
平成 13～15 年度	おおた改革推進プラン 21 ⇒ 外郭団体の経営改善
平成 16～18 年度	おおた経営改革プラン ⇒ 多様な活動主体との連携・協働のさらなる推進
平成 19～20 年度	おおた再生プラン ⇒ 民間委託、指定管理者制度、市場化テストの検討 公共サービス提供者へ指導・監督強化、監査機能の充実
平成 21～23 年度	大田行政経営プラン ⇒ 外郭団体の改革推進

(2) 取組みの方向性と視点

外郭団体は、設立の経緯や法的位置付け、サービスの対象、事業実績、事業規模などがそれぞれ異なります。区は外郭団体の改革にあたり、以下の区分により取り組むこととしました。

① (公益) 財団法人

財団法人は、産業や文化、スポーツなどの施策を展開するため、区が明確な意思を持って設立した団体ですが、時代の変化のなかで、団体の役割や実施する事業の内容が、現在も区の方針と一致しているのか常に検証する必要があります。

区の財団法人は、順次公益財団法人への移行手続きを進めています。公益財団法人となった場合、総事業費に対する公益事業比率(50%以上)等の公益認定基準を満たす必要があり、事業活動により団体が高い収益を上げることは困難です。

区は財団に対し、公益財団法人としての適切な運営に必要な範囲で、今後も一定の財政支援を継続していくとともに、団体がさらなる経営改善に努めるよう指導・監督していきます。

また補助金や、委託事業の内容、経費の妥当性、効果などを厳しく検証し財政支援の規模の縮減に努めます。

(対象：大田区体育協会、大田区文化振興協会、大田区産業振興協会)

② 社会福祉法人

社会福祉法人は、地域のニーズにより設立されたものが多く、設立の際や運営にあたっての区の関与状況は法人ごとに異なっています。また財団法人とは異なり基本財産等に対する区からの出資はありません。したがって厳密な意味では外郭団体とは異なりますが、本プランで改革の対象とした3法人は、設立時やその後の運営面において区とのかかわりが深く、また一定の財政支援を継続して行っていることから、区は法人の経営状況について指導・監督する責任があります。

社会福祉制度の仕組みは、措置から契約へと大きく変化しています。社会福祉法人は、行政サービスの受託者から良好な福祉サービス提供事業者へと転換を迫られています。

区は、社会福祉法人に対する財政支援の妥当性、効果を検証しつつ、社会福祉法人に対し、可能な限り自主自立した経営を求め、財政支援の規模の縮減に努めます。

(対象：池上長寿園、大田区社会福祉協議会、大田幸陽会)

③ その他（地方公社、株式会社）

土地開発公社については、土地の先行取得の必要性等の理由から、今後も存続させることとします。運営にあたっては、補助経費の検証等により支出の縮減に努めます。

蒲田開発事業株式会社については、会社設立の原点であるまちづくり事業の増大を図り、地域に根差したまちづくり会社※への転換を進めるとともに、区の委託事業を見直し、さらなる経営の効率化を求めています。

※まちづくり会社：市街地の整備改善など、良好なまちづくりの推進を事業目的とした会社形態の組織を指します。

区は、団体の存在意義や財政支援に対する区の説明責任を徹底するため、団体ごとに現在の課題を抽出・整理し、次に掲げる視点を踏まえた上で、各外郭団体に対する改革の方向性を明示しました。

改革の視点

- ① 区の方針との整合性（行政目的との一致）
- ② 区からの財政支援の妥当性（経営面での自立）
- ③ 団体の人材育成と区職員派遣の今後の方向性（組織運営面での自立）
- ④ 区等委託・補助事業と自主事業の整理（事業運営面での自立）

6 外郭団体別 改革の方向性

No.1

団体名	社会福祉法人 池上長寿園	所管部局	福祉部高齢計画課		
事業概要	<p>利用者の個人の尊厳を保持しつつ住み慣れた地域において生活を営むことができるよう特別養護老人ホーム（6施設）や在宅サービスセンター（11施設）の運営のほか、在宅支援等、高齢者福祉事業を展開しています。</p>				
これまでの評価	<p>委託料による施設運営を実施してきましたが、平成21年度から利用料金制を導入しています。その結果、主体的な施設運営により、利用率が向上し、収支が改善するとともにサービス向上につながりました。</p> <p>平成22年度には法人自ら経営健全化計画を策定し、自主的な法人改善プログラムを推進しています。</p>				
背景	<p>指定管理者制度の浸透に伴い、今後は、当法人と事業内容を同じくする事業者、団体と競合することが見込まれます。</p> <p>高齢化社会の進展を踏まえ、自立的で安定した経営基盤をつくるため従来の実績と運営ノウハウを活かした法人改革を推進することが求められています。</p>				
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会を通して、区としての現状課題の整理、今後の方針決定 利用料金制と適正な指定管理料の検証 区職員派遣のあり方の見直し 				
今後のスケジュール					
項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
（仮称）高齢者施策の再構築に関する検討委員会の設置・検討	検討	検討結果を踏まえ推進			
利用料金制と適正な指定管理料の検証	→				
区職員派遣のあり方の見直し	見直し	見直し結果を踏まえ推進			

団体名	社会福祉法人 大田区社会福祉協議会	所管部局	福祉部福祉管理課		
事業概要	大田区における地域福祉の推進を図るため、福祉サービス利用支援、成年後見制度の利用推進、ボランティア・区民活動や小地域ネットワーク活動の推進、在宅福祉事業、子育て支援事業のほか、生活福祉資金貸付等相談事業、上池台障害者福祉会館管理業務の一部の受託等の事業を行っています。				
これまでの評価	平成18年3月に「第三次リボン計画」を策定し、「自主性」と「公共性」を併せ持つ組織として、障がい、高齢、児童福祉等の地域福祉に関わる様々な事業を展開してきました。 しかし、福祉ニーズが年々多様化する一方で、区の委託・補助事業の比重が大きく、地域福祉の中核を担う団体として本来実施すべき事業のあり方の検討が十分になされてこなかった状況が見られます。				
背景	近年、地域力を活かした取り組みとして、自治会・町会やNPO等がそれぞれのノウハウや人材を活かしながら、地域で自主的な活動を積極的に展開している事例が多く見られるようになりました。 社会福祉協議会が地域福祉の中核機関として、様々な団体や個人の活動を結び付け、また、福祉に関する様々な情報を収集し提供すること等によりこのような地域の活動を支援することが、多様化する福祉ニーズに対応するために急務となっています。				
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の委託・補助事業の再構築 ・ 団体が実施する事業運営改革に対する情報提供、支援 ・ 区職員派遣のあり方の見直し 				
今後のスケジュール					
項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区の委託・補助事業の再構築	見直し	見直し結果を踏まえ推進			
団体が実施する事業運営改革に対する情報提供・支援	見直し結果を踏まえ推進				
区職員派遣のあり方の見直し	見直し	見直し結果を踏まえ推進			

団体名	財団法人 大田区体育協会	所管部局	教育総務部 社会教育課		
事業概要	区民の体位向上とスポーツ（レクリエーション）精神の高揚、加盟団体の強化・発展、相互融和、スポーツ振興事業の実施のほか、大田スタジアム、大森スポーツセンター等の運営を行っています。				
これまでの評価	事業の大部分は区立スポーツ施設の管理業務となっており、区民スポーツ大会の運営やスポーツ関連団体の育成事業の実施等の実績はあるものの、寄付行為に掲げる区内のスポーツ振興という側面ではさらなる充実が求められます。				
背景	<p>体育協会は、その収入の大半が区からの補助金、受託事業費であり、昨今の社会経済状況の影響も受け、利子収入や賛助会費の増加も見込めないなど厳しい経営状況にあります。</p> <p>このような背景をふまえ、区との連携を今まで以上に密にし、より効率的で安定的な財政運営と生涯スポーツの視点からの新たな事業展開も視野に入れることが求められています。</p>				
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の運営に関する共通課題の整理 ・（仮称）大田区スポーツ振興計画を踏まえた協会の役割の整理 ・公益財団法人認定に向けた検討・準備 ・施設特性を活かした収益性のある自主事業の検討 ・生涯スポーツを意識した自主健康事業の検討 				
今後のスケジュール					
項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公益法人の運営に関する共通課題の整理・検討	検討	検討結果を踏まえ推進			
公益財団法人認定に向けた相談・支援	準備・申請		認定・運営		
自主事業の検討・実施支援					

団体名	蒲田開発事業株式会社	所管部局	まちづくり推進部 まちづくり管理課		
事業概要	区の第三セクターとして設立されました。具体的事業として、区営住宅等の建物の維持修繕業務及び入居者管理業務のほか、自転車駐車場の管理、京浜急行蒲田駅鉄道駅総合改善事業、平成 22 年度は平成 21 年度に策定した「蒲田駅周辺地区グランドデザイン」にもとづく蒲田駅周辺地区再開発事業化に係る調査等を区から受託しています。				
これまでの評価	区営住宅等の建物の維持修繕業務及び入居者管理業務のほか、自転車駐車場の管理等、区からの受託事業により、比較的安定した事業を行っています。会社の事業のもう一つの柱であるまちづくり事業では、京急蒲田駅総合改善事業や J R 蒲田駅周辺地区再開発事業化に係る調査等の業務委託を受注していますが、今後は羽田空港国際化に伴う蒲田地区のまちづくりに積極的に関わる必要があります。				
背景	<p>これからの大田区のまちづくりは、再開発手法を含めたまちの再構築が求められると共に、その後の維持管理・運営（マネジメント）までを総合的に考えることが重要であり、これを担う機関として「まちづくり会社」の存在が必要です。蒲田開発事業株式会社は、大田区における「まちづくり会社」として位置付けられるよう、組織体制を整備し、経営改革に取り組む必要があります。</p> <p>区営住宅、自転車駐車場の管理業務等については、他事業者等との競争力をより一層高める必要があると考えられ、会社経営の効率化が求められています。</p>				
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり会社としての条件整備 ・ 再開発手法やエリアマネジメント等に知識・経験豊富な人材の確保、育成、ネットワーク形成 				
今後のスケジュール					
項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
まちづくり会社に向けた検討・情報提供・支援	検討	体制作り	検討結果を踏まえ推進		
既存事業の検討・実施支援	検討	検討結果を踏まえ推進			
専門的人材の育成	→				

団体名	公益財団法人 大田区文化振興協会	所管部局	地域振興部 地域振興課		
事業概要	区民の自主的な文化活動を支援し、芸術文化の振興を通じて、区民の連帯と協調の輪を広げることを目的に、大田区民ホールアプリコ、大田区民プラザ、大田文化の森等の運営、花火の祭典事業の受託等を実施しています。				
これまでの評価	地域で音楽活動を行うアマチュア演奏家等が主役となって作り上げる全国でも稀な住民参加型の音楽祭を実施する等、区民の自主的な文化活動を支援し、様々な場所で区民が幅広いジャンルの芸術文化に身近に接する機会を提供し、地域文化活動のネットワーク化を支援しています。				
背景	<p>指定管理者制度の浸透に伴い、今後は、管理者指定を巡って事業内容を同じくする民間事業者、団体等と競合することが見込まれます。指定を受けられなかった場合、公益財団法人としての運営基盤への影響が懸念されます。</p> <p>また、平成22年6月に策定した「大田区地域文化振興プラン基本方針」を十分に踏まえた協会のあり方の具体化が求められています。</p>				
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の運営に関する共通課題の整理 ・「大田区地域文化振興プラン基本方針」を踏まえた法人の役割の整理 ・指定管理施設の管理形態の見直し ・法人固有職員の昇任制度の検討、研修体制の充実 ・区職員派遣のあり方の見直し 				
今後のスケジュール					
項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公益法人の運営に関する共通課題の整理・検討	検討	検討結果を踏まえ推進			
指定管理施設の管理形態の見直し	見直し	見直し結果を踏まえ推進			
法人固有職員の昇任制度導入に向けた情報提供、研修体制の充実・連携	→				
区職員派遣のあり方の見直し	見直し	見直し結果を踏まえ推進			

団体名	大田区土地開発公社	所管部局	経営管理部 経理管財課		
事業概要	区の事業用地としての土地を先行取得することで、国や都の補助金等の活用により財政的負担を軽減するとともに、再開発等の迅速な事業実施を支援しています。				
これまでの評価	都市計画道路用地、連続立体事業用地、公園用地等として、平成 19 年度の公有地先行取得は約 5 億円、平成 20 年度は約 79 億円、平成 21 年度は約 23 億円の先行取得を行っています。先行取得を行うことで事業の円滑な進行と、国や都の補助金等の活用により財政負担の軽減が図られています。				
背景	平成 21 年 8 月に国からすべての土地開発公社に対し、土地の長期保有による債務超過の問題から、公社の解散も含めた抜本的な改革に取り組むよう通知がありました。（「土地開発公社の抜本的改革について」）				
主な検討課題	土地開発公社が保有する土地には、国の改革基準にあるような、債務保証や損失補償を付した借入金で取得したものはありません。また公社を通じた土地の先行取得は今後も必要であると考えています。このため区は、国の通知を踏まえた上で、今後も公社を存続させていく方向です。 存続にあたっては、個別の業務ごとに継続する必要性を確認し、業務についての検討や、区職員派遣の見直し等、さらなる効率的効果的な運営を求めていくため、実情にあった方向で改革を進めていきます。				
今後のスケジュール					
項目	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
個別業務の必要性検討					
区職員派遣のあり方の見直し					

団体名	社会福祉法人 大田幸陽会	所管部局	福祉部障害福祉課		
事業概要	多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができることを目的に、障がい者施設等を運営しています。				
これまでの評価	大田区の障がい福祉施策の意向を踏まえ、多様な地域ニーズに対応した施設運営や事業に取り組み、大田区の障がい福祉施策に貢献しています。				
背景	<p>平成 23 年度から障害者自立支援法に基づく新体系の障がい者福祉施設に移行し（一部施設除く）、様々な福祉サービスが展開できる一方で、利用者は、自分にあったサービスや施設の選択が可能となります。</p> <p>利用者の求める多様なサービスの提供のほか、地域で不足するグループホーム・ケアホームの供給といった分野への事業展開が求められます。</p> <p>また障がい福祉サービスを提供する社会福祉法人間での競争が増すことが予想されます。</p>				
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> 区職員派遣のあり方の見直し 法人の自立に向けての支援のあり方（含、補助金のあり方） 今後の障がい福祉サービスのニーズの把握と情報提供 				
今後のスケジュール					
項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
（仮称）障害者施設のあり方検討会の設置・検討	検討	見直し結果を踏まえ推進			
区の障害福祉施策の再構築の検討	→				
区職員派遣のあり方の見直し	見直し	見直し結果を踏まえ推進			

団体名	公益財団法人 大田区産業振興協会	所管部局	産業経済部 産業振興課		
事業概要	高度な技術の集積を誇る大田区産業の環境基盤を整備し、その活性化を図るため、中小企業への支援を中心とした各種の産業振興事業を行うとともに、産業を担う勤労者の福祉向上に向けた様々な取組みを展開しています。				
これまでの評価	区の産業施策を補完する組織として、「産業のまち おおた」を支える施設である大田区産業プラザを拠点として、受発注取引や海外取引機会の拡大、中小企業支援等に関し、専門的立場から自主事業を展開し成果を上げています。				
背景	<p>区は、平成21年3月に「大田区産業振興基本戦略」を策定し、日本の産業の中心である大田区の産業施策の方向性を明示しました。また、この戦略の考え方を踏まえ、平成22年3月には企業立地促進法に基づく「大田区企業立地促進基本計画」を策定し、同年9月には「ものづくり基盤技術産業力強化特区」を国に申請する等、積極的な産業施策へのみちすじが示されています。また平成23年4月から、区の産業施策を実施する公益財団法人として運営を行っています。</p> <p>こうした背景を踏まえ、協会の役割は益々大きくなることが予想されることから、区と連携を密にしながら、より効率的・効果的、かつ先進的な産業施策の展開をめざすことが求められています。</p>				
主な検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人の運営に関する共通課題の整理 ・ より積極的な自主事業の展開に向けた課題整理 ・ 区職員派遣のあり方の見直し ・ 施設管理・人事面における課題（固有職員の昇任制度の確立等）整理・方針の決定 				
今後のスケジュール					
項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公益法人の運営に関する共通課題の整理・検討	検討	検討結果を踏まえ推進			
自主事業・施設管理・人事面における課題の整理支援	→				
区職員派遣のあり方の見直し	見直し	見直し結果を踏まえ推進			

7 本プランの着実な推進に向けた方策

本プランを着実に推進するために、次に掲げる方策を積極的に実施します。

(1) 実施計画の策定

本プランの実効性を担保すると共に、設立の背景や取組実績、財務状況、具体的課題等が団体によって大きく異なることを勘案し、所管部局は団体ごとのより詳細な改革内容を示した実施計画について、必要性を検討します。策定する場合は、平成 23 年度中に行います。

また、団体が実施計画を策定する場合は、所管部局は情報提供、助言等を行います。実施計画策定後は、進ちよく状況の報告を求める等積極的に確認し、必要な支援を行います。

(2) 取組状況の公表

実施計画の取組状況を踏まえながら、本プランの達成度を計り、概ね3年を目処に、区民に進ちよく状況を公表します。

大田区外郭団体改革プラン

平成23年6月

発行 大田区経営管理部

〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14

電話 03-5744-1654

FAX 03-5744-1502